

県施設の休止の見直しについて

令和 2 年 5 月 5 日
総務部

政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更（令和 2 年 5 月 4 日）を受け、県施設の休止についての基本方針を下記により見直すことにしたい。

○屋内施設については、ホール、会議室、談話室等の集会施設などを除き、適切な感染予防対策を講じた上で、準備が整った施設（機能）から順次再開することとする。

○屋外施設については、遊具等、子供の密集した利用が想定されるものを除き、準備が整った施設（機能）から順次再開することとする。

なお、休止を続ける施設についても、期間は 5 月 31 日までとし、5 月 14 日を目途に再検討を行う。

（参考）当初の「県施設の休止についての基本方針」（令和 2 年 4 月 9 日）

- ・感染拡大防止の観点から、原則として、屋内施設については利用休止とする。
- ・広く開放されている屋外施設（公園等）は対象外とするが、屋外施設に付属する運動施設、集会施設等は休止の対象とする。
- ・期間は、「県主催イベント・会議等の考え方について」（令和 2 年 3 月 30 日付け宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部）に準じ、当分の間とする。
- ・なお、予約施設については新規の予約は受け付けないものとし、既に予約されている分については自粛の協力を求めるものとする。やむを得ず中止等の対応ができないものは、開催に当たり最大限の感染防止の対応を求める。
- ・指定管理を行っている施設は、利用者からキャンセル料は徴しないこととした上で、指定管理者において損失が生じないよう、県において対応を行う。